

近江八幡市上水道重要管路更新事業（その1）
実施方針

令和5年12月
近江八幡市水道事業所

目 次

1. 公募型プロポーザルに付する事項	2
1-1 事業名	2
1-2 事業の目的	2
1-3 事業概要	2
1-4 事業箇所	2
1-5 事業期間	3
2. 担当部局	3
3. 事業内容等	3
3-1 事業内容	3
3-2 事業手法	3
3-3 契約の形態	4
4. 応募者の審査及び選定	4
4-1 審査及び選定の手順	4
4-2 選定スケジュール（予定）	4
4-3 事業者検討委員会の設置	5
5. 実施方針等	5
5-1 実施方針等の構成	5
5-2 実施方針等の公表	5
5-3 実施方針等に対する質疑・回答	6
6. 応募者の参加資格要件	6
6-1 応募者の構成	6
6-2 応募者の参加資格要件	7
6-3 参加資格の喪失	9
7. 予算額等	9
8. 優先交渉権者決定後の手続き	9
8-1 随意契約手続き	9
8-2 契約内容の協議	9
8-3 設計・建設工事請負契約の締結方法について	10
9. 市と事業者の責任分担	10
9-1 基本的な考え方	10
9-2 予想されるリスクと責任分担	10
10. 設計・建設工事請負金額の精算	10
10-1 請負率の設定	10
10-2 精算額の設定	11

本実施方針は、近江八幡市上水道重要管路更新事業（その1）（以下、「本事業」という。）を実施する者（以下、「民間事業者」という。）を、公募型プロポーザル方式により選定するに当たり配布するものである。本事業を実施する民間事業者の選定等については、関係法令に定めるもののほか、別途公表する募集要項等（募集要項、要求水準書、契約書案、様式集）によるものとする。

本事業に応募する者（以下、「応募者」という。）は、募集要項等に従い、そこに記載された民間事業者の役割を十分理解した上で、本事業の目的に合った条件により、応募書類の作成等を行うものとする。

近江八幡市長 小西 理

1. 公募型プロポーザルに付する事項

1-1 事業名

近江八幡市上水道重要管路更新事業（その1）

1-2 事業の目的

近江八幡市水道事業所（以下「市」という。）が計画している重要管路更新事業において、設計・建設工事一括発注（DB；Design：設計、Build：施工）方式により、長期的な視点からコスト削減と管路の早期耐震化、永続的な水道事業運営をめざすことを目的とする。

1-3 事業概要

本事業の概要は、近江八幡市上水道重要管路更新事業（その1）要求水準書（案）（以下「要求水準書（案）」という。）に記載のとおりである。

1-4 事業箇所

対象とする基幹管路の位置を以下に示す。

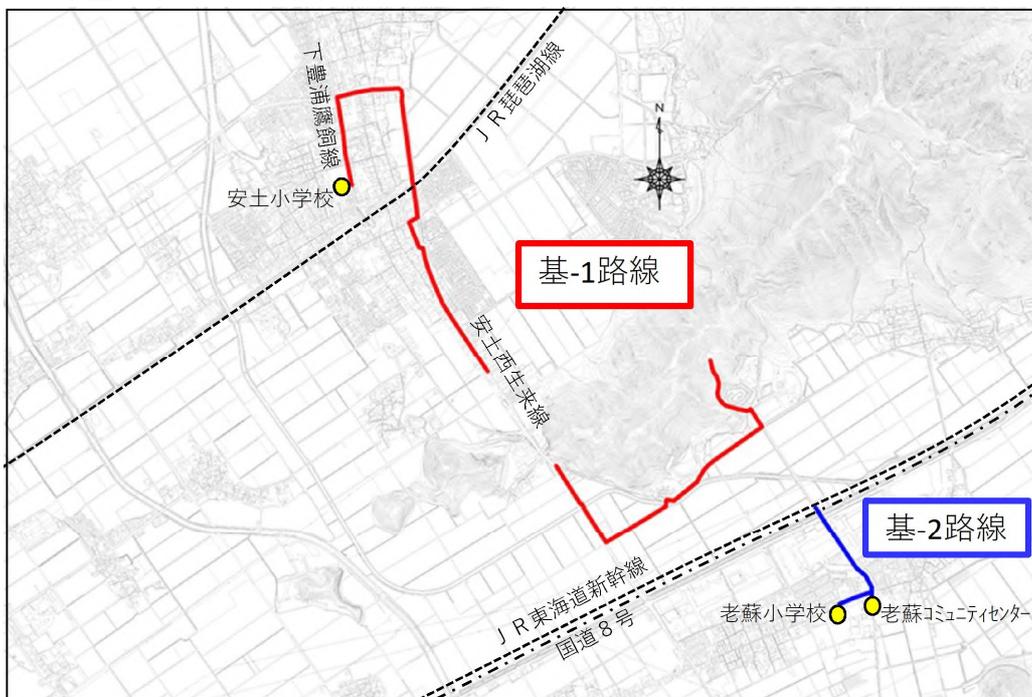


図1 本基幹管路の路線位置図

1-5 事業期間

事業期間は、契約締結日から令和9年9月末までとする。

※なお、設計・建設工事期間については、安全性等に十分配慮した上で、期間を短縮することを妨げない。

2. 担当部局

本事業において資格審査等の事務を担当する部局（以下、「担当部局」という。）は以下のとおりとする。

担当部局	近江八幡市水道事業所上下水道施設課
郵便番号	〒523-0893
住 所	近江八幡市桜宮町214番地10
電 話	0748-36-5535 F A X 0748-34-7480
電子メール	010620@city.omihachiman.lg.jp

また、市は、本事業に関して担当部局が行う事務に対する助言を行う者として、以下のアドバイザーを置く。

日本水工設計株式会社
同協力企業 弁護士法人匠総合法律事務所

3. 事業内容等

3-1 事業内容

要求水準書（案）に記載のとおりである。

3-2 事業手法

本事業は、設計・建設工事一括発注方式（DB方式）で実施する。なお、本基幹管路は、厚生労働省「生活基盤施設耐震化等交付金」の対象施設であることを想定している。

令和6年度以降に予定されている、水道整備・管理行政の国土交通省及び環境省への移管の動向に従い、移管後は、前文の省庁名及び交付金等の名称を、移管後のものに読み替える。

3-3 契約の形態

市は、本事業について民間事業者に設計・建設工事業務を一体の事業として発注するために、本事業に係る設計・建設工事請負契約（以下、「設計・建設工事請負契約」という。）を一括して民間事業者と締結する。

4. 応募者の審査及び選定

本事業は、応募者から提案された内容について、応募者の創意工夫、多様な技術提案の審査を実施し、最も優れていると認められた者を選定する「公募型プロポーザル方式」で行うものとする。

まず、応募者が募集要項に規定する事業に参加するに足る資格を有していることを確認する。続いて応募者の提案内容が、本事業の目的を達成し、技術的観点等から市が要求する性能要件を満足することが見込める内容であることを確認する。最後に、非価格要素及び価格に関する評価を行い、最も優れた応募者を優先交渉権者とし、これに次いで優れた者を次点者として決定する。

4-1 審査及び選定の手順

審査及び選定は段階的に実施する。応募者の審査に関しては、「4-3」に示す事業者検討委員会において審査及び評価を行うものとし、その結果を受けて、市が優先交渉権者、及び次点者を決定する。なお、公募から契約締結に至るまでの流れは、次に示すとおりである。

4-2 選定スケジュール（予定）

優先交渉権者の決定までのスケジュールは、以下を予定している。

(1) 実施方針等の公表	令和5年12月27日
(2) 実施方針等に関する質問の受付	令和5年12月28日
(3) 実施方針等に関する質問の受付締切	令和6年1月18日
(4) 実施方針等に関する質問回答公表	令和6年2月6日
(5) 募集要項等の公表	令和6年3月下旬
(6) 募集要項等に関する質問の受付	令和6年3月下旬
(7) 技術提案及び見積書を除く事項に関する質問の受付締切	令和6年4月上旬
(8) 技術提案及び見積書を除く事項に関する質問回答公表	令和6年5月上旬
(9) 参加表明書・資格確認書類締切	令和6年5月中旬
(10) 参加資格結果通知	令和6年5月下旬
(11) 技術提案書及び見積書に関する質問の受付締切	令和6年5月下旬
(12) 技術提案書及び見積書に関する質問回答公表	令和6年6月中旬

(13) 応募書類の受付	令和6年7月中旬
(14) 応募書類の受付締切	令和6年7月中旬
(15) 形式審査結果の通知	令和6年7月下旬
(16) プレゼンテーション	令和6年8月中旬
(17) 優先交渉権者の決定	令和6年8月下旬
(18) 優先交渉権者への通知	令和6年8月下旬

4-3 事業者検討委員会の設置

市は、応募者の審査を実施するに当たって「近江八幡市上水道管路更新事業等に係る検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）を設置する。審査委員は、以下のとおりとする。（なお、審査委員については、人事異動等で変更になる可能性がある。）

ただし、本事業について応募しようとする者や、それと同一と判断される団体等が審査委員会の委員への問い合わせや働きかけを試みた場合は、本事業の参加資格を失う。

- 委員 笠原 伸介（大阪工業大学工学部 教授）
- 委員 清水 聡行（福山市立大学都市経営学部 准教授）
- 委員 木澤 良則（滋賀県企業庁経営課計画管理室 室長）
- 委員 福本 盛重（市水道事業所 所長）
- 委員 瀧井 治久（市水道事業所上下水道施設課 課長）

5. 実施方針等

5-1 実施方針等の構成

実施方針等は、次の(1)から(2)までの書類により構成される。これら書類は募集要項等を作成するに当たっての素案を兼ねるものである。

- (1) 実施方針
- (2) 要求水準書（案）

5-2 実施方針等の公表

実施方針等を次のとおり公表する。

- (1) 公表日：令和5年12月27日
- (2) 方法：市のホームページにおいて公表する。

5-3 実施方針等に対する質疑・回答

実施方針等に対する質疑・回答を以下のとおり実施する。

5-3-1 質疑の受付及び回答スケジュール

(1) 提出期間

- ・令和6年1月18日17時00分まで

(2) 回答期限

- ・令和6年2月6日

5-3-2 質疑の方法

質疑のある者は、「実施方針-様式1 実施方針に関する質問書」に、その内容を簡潔に記載し、担当部局の電子メールアドレスに送信する。また、電子メール送信後、メールの到着について担当部局に確認の連絡をいれること。

なお、上記の方法以外での問い合わせには応じない。

5-3-3 回答方法

質疑に対する回答は、市のホームページにおいて公表する。なお、提出のあった質疑に関しては、本事業に直接関係するものについてのみ回答を行うものとし、全ての質疑について回答するとは限らない。

6. 応募者の参加資格要件

応募者は参加表明書・資格確認書類の受付締切日において、以下の資格要件をすべて満たすこと。

6-1 応募者の構成

- (1) 応募者は、設計を行う企業（以下「設計企業」という。）と、工事を行う企業（以下「建設企業」という。）を兼ねる単体企業、又は両者を含む共同企業体とする。
- (2) 共同企業体にあつては、構成企業から代表となる建設企業（以下、「代表企業」という。）を定めるとともに、当該代表企業が応募手続きを行うこととする。
- (3) 応募者は、応募に当たり、構成企業が本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。
- (4) 共同企業体における代表企業、構成企業の変更は認めない。ただし、応募書類の受付締切日までの期間であつて、特段の事情があると市が認めた場合は、この限りでない。
- (5) 応募者となる単体企業が、他の応募者の代表企業、構成企業となることは認めない。

- (6) 共同企業体における代表企業、構成企業のいずれかが、他の応募者の代表企業、構成企業となることは認めない。
- (7) 単体企業、代表企業、構成企業のいずれかと、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社（以下、これらを総称して「関係会社」という。）に該当する各法人は、それぞれ他の応募者になることはできない。
- (8) 同一応募者が複数の提案を行うことは禁止する。

6-2 応募者の参加資格要件

6-2-1 共通の参加資格要件

応募者（共同企業体にあつては、代表企業及び構成員を含む）は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 本事業に係る参加資格確認基準日から契約締結日までの期間において、法令等に基づく営業停止等の措置を受けていないこと。
- (3) 直近1年間に事業税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生開始手続きの申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 自社又は自社の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、以下、「暴対法」という。）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っている者でないこと。（資格審査申請書類の中で暴力団排除の誓約書、役員名簿を提出すること及び当該役員について警察当局に照会することについて、あらかじめ了知すること。）
- (6) 当該事業の応募から契約締結の日までに、近江八幡市建設工事等一般競争入札参加停止及び指名停止基準に基づく停止措置を受けていないこと。
- (7) 近江八幡市に対して競争参加資格審査申請書を提出し、令和6年度有資格者名簿に登録されていること。（該当する業種において有資格者名簿に登録されていない者については、市が別途公募の上、設定する臨時登録期間に申請を行うこと。）
- (8) 以下に示す者又はその者と資本関係等をもつ者でないこと。
 - 1) 本事業に関する市のアドバイザー業務を受託する日本水工設計株式会社、同協力企業である弁護士法人匠総合法律事務所
 - 2) 本事業の審査を行う検討委員会の委員が属する企業

なお、関連をもつ者とは、当該企業の発行済株式総数の100分の20を超える株式を有し、又はその出資の100分の20を超える出資をしているか、若しくは当該企業の役員(取締役以上)を兼ねている者をいう。

- (9) 単体企業又は代表企業は、事業の着手日から完了日に至るまで、民間事業者の業務履行を統括管理し、市との調整・折衝窓口となる統括責任者を配置できること。統括責任者の要件は、「6-2-2(4)」に示す主任技術者又は監理技術者、「6-2-3(3)」に示す管理技術者の要件のいずれかを満たすものとし、主任技術者、監理技術者、管理技術者、照査技術者を兼務してもよい。なお、共同企業体による場合、統括責任者は代表企業から配置するものとする。

6-2-2 建設企業に必要な資格要件

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種について、水道施設工事業の許可を受けていること。
- (2) 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査の総合評定値（P点）が、水道施設工事について700点以上であること。
- (3) 滋賀県内に、本社・本店、支社・支店、営業所等を有すること。
- (4) 建設業法第26条第2項から第3項の規定に基づく主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。専任の主任技術者又は監理技術者は、次の要件を全て満たすこと。
 - 1) 参加資格確認基準日から起算して3ヶ月以上前から、当該建設企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - 2) 1級土木施工管理技士、又は1級管工事施工管理技士の資格保有者であること。
 - 3) 監理技術者は、監理技術者資格者証（土木工事業）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- (5) 現場代理人等必要な人員を配置できること。

6-2-3 設計企業に必要な資格要件

- (1) 建設コンサルタント登録規定（昭和52年建設省告示第717号）第2条の規定に基づく登録（登録部門は「上水道及び工業用水道」に限る。）を受けていること。
- (2) 滋賀県内に、本社・本店、支社・支店、営業所等を有すること。
- (3) 次の要件を満たす者を管理技術者、照査技術者として配置できること。なお、管理技術者と照査技術者の兼務は認めない。
 - 1) 参加資格確認基準日から起算して3ヶ月以上前から、当該設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - 2) 管理技術者及び照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（上水道及び工業用水道）又は上下水道部門（上水道及び工業用水道））の資格保有者であり、技術士登録がなされていること。

6-3 参加資格の喪失

応募者の構成企業が、契約締結日までの間に「6-2 応募者の参加資格要件」に掲げる資格を欠くこととなった場合は、当該応募者の参加資格を取り消す。

ただし、当該要件に掲げる資格を欠くこととなった企業が、代表企業に該当せず、当該企業の脱退又は変更が資格審査に影響を与えない等応募手続の透明性、公平性を害さないと市が特に認める場合に限り、応募書類の受付締切日までの間に、当該要件に掲げる資格を欠くこととなった企業を脱退させ又は新たな企業に変更した上で新たに応募者を構成し、応募手続きを継続することができる。

7. 予算額等

本事業の予算額（消費税及び地方消費税の額は含まない。）は、次のとおりである。

なお、この予算額は、「10. 設計・建設工事請負金額の精算」における「見積上限額」と同額である。

予算額：約10億円（募集要項において詳細を公表予定）

8. 優先交渉権者決定後の手続き

8-1 随意契約手続き

優先交渉権者の決定後、市と優先交渉権者の間で随意契約を締結するために、見積徴取を実施する。

なお、優先交渉権者の応募書類の記載内容に虚偽が認められた場合には、失格とし、次点者との交渉へ移行する。

8-2 契約内容の協議

市と優先交渉権者は、添付資料1に示す形態の契約を締結する。

市と優先交渉権者は、設計・建設工事請負契約の締結に向け、契約内容について協議する。契約内容の協議は、契約書案に関する詳細の協議を行うものであり、募集要項等に規定された内容及び条件の変更は行わない。

契約内容の協議が整った場合において、市は優先交渉権者と設計・建設工事請負契約の締結を行う。

なお、優先交渉権者の決定から設計・建設工事請負契約の締結までの期間において、優先交渉権者として選定された者の提案価格では当該契約の内容に適合した履行がされないおそ

れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときには、優先交渉権者との契約内容の協議をとりやめ、又は設計・建設工事請負契約を締結せず、次点者との契約内容の協議を行う。

8-3 設計・建設工事請負契約の締結方法について

設計・建設工事請負契約を締結するに当たって、市は、本基幹管路の設計・建設工事を担当する企業が結成した優先交渉権者（単体企業、又は共同企業体）と設計・建設工事請負契約を締結する。優先交渉権者（契約締結後には民間事業者）は、一括下請とならない範囲において下請負を行ってもよいが、下請負を行う場合には、下請業者の名称・所在等の企業情報及び本事業における業務内容を事前に市に通知し、承諾を得るものとする。

なお、工事の実施に当たっては、近江八幡市内に本社などを有する地元企業の活用を始めとして、地元地域への貢献に配慮することとする。

9. 市と事業者の責任分担

9-1 基本的な考え方

本事業は、設計・建設工事請負契約を締結するものであり、設計及び施工の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途、事業者と協議の上、市が責任を負うものとする。

9-2 予想されるリスクと責任分担

本事業の適正かつ確実な実施を確保する観点から、リスクが顕在化した場合の市と民間事業者のリスクと責任分担について別表に示す。

10. 設計・建設工事請負金額の精算

10-1 請負率の設定

請負率は、民間事業者が事業への応募時点において応募書類の一部として提出する見積書の金額を、見積上限価格（予算額と同額）で除した値とする。

請負率＝応募時の見積書金額／見積上限価格

10-2 精算額の設定

民間事業者は、設計、調査、工事に関して、精算に必要となる出来形図面及び出来形数量を整理し、精算設計として整理すること。このうち工事については、要求水準書（案）「3-3-3 各工事積算内訳書の作成」に準じて工事積算内訳書を作成すること。

設計・建設工事請負金額の精算額は、この積算価格に請負率を乗じて設定するものとし、精算額のうち、千円に満たない額は切り捨てとする。

設計・建設工事請負金額の精算額＝工事積算内訳書による積算価格×請負率

別表 発注者と民間事業者のリスクと責任分担表

(一般事項)

リスクの種類		リスクの内容	リスク分担		
			発注者	民間事業者	
1	入札・契約リスク	入札手続きリスク	募集要項、入札手続き等の誤り・内容の変更によるもの	○	
2		契約リスク	発注者事由による契約の未締結	○	
3			民間事業者事由による契約の未締結		○
4	制度関連リスク	法令変更リスク	法制度・許認可の新設・変更によるもの（本事業に直接の影響を及ぼすもの）	○	
5			上記以外の法令の変更や新規立法		○
6		消費税変更リスク	設計及び施工に係る消費税の変更によるもの	○	
7		税制変更リスク	法人の利益に係る税制度の変更によるもの（法人税率等）		○
8			本事業に直接影響を及ぼす税制度の変更によるもの	○	
9		許認可リスク	発注者の事由による許認可等取得遅延	○	
10	上記以外の事由による許認可等取得遅延			○	
11	社会リスク	第三者賠償リスク	発注者の提示条件、指示、行為が直接の原因となる契約期間中の事故によるもの	○	
12			上記以外		○
13		住民対応リスク	本事業の実施そのものに関する地元合意形成	○	
14			民間事業者が実施する業務（設計・調査・施工）に関する地元合意形成		○
15	環境リスク	発注者が行う業務に起因する環境の悪化	○		
16		民間事業者が行う業務に起因する環境の悪化		○	
18	経済リスク	保険リスク	設計及び施工段階のリスクをカバーする保険	○	
19		金利変動リスク	本事業に係る金利変動に係る費用増減リスク		○
20		物価変動リスク	本事業に係る物価変動に係る費用の増減リスク（一定の範囲内）		○
21			本事業に係る物価変動に係る費用の増減リスク（一定の範囲を超えた部分）	○	
22	その他	安全確保リスク	本事業における安全性の確保		○
23		債務不履行リスク	発注者事由による（水道局の債務不履行、埋蔵文化財の発見等）工事の中止・延期	○	
24			発注者事由による支払いの遅延・不能によるもの	○	
25			民間事業者の事由による工事の中止・延期		○
26		不可抗力リスク	本事業に係る、天災等による工事内容の変更、工事の延期・中止に関するもの	○	△

(設計・施工)

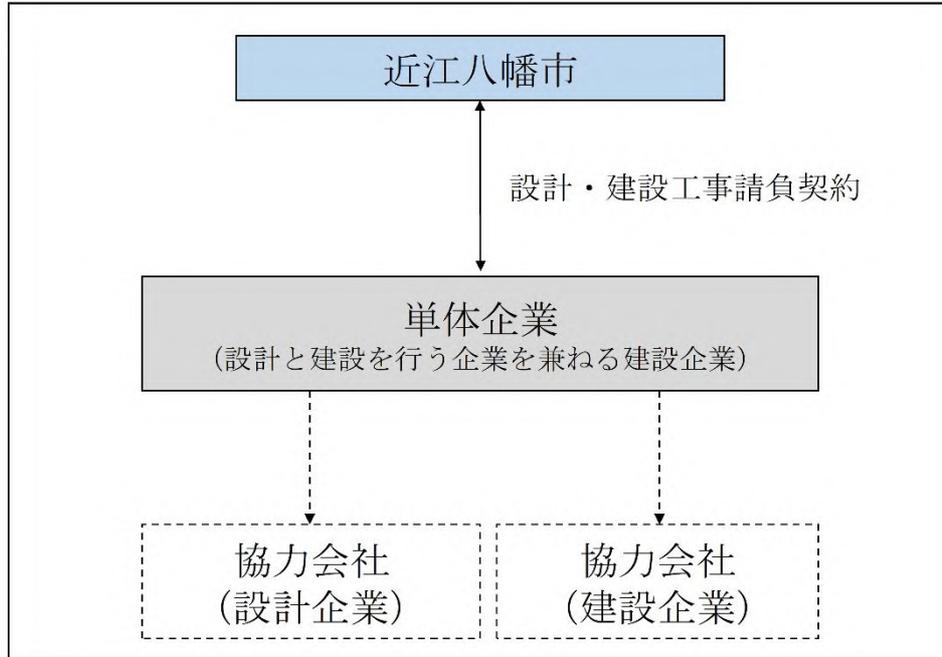
リスクの種類		リスクの内容	リスク分担		
			発注者	民間事業者	
27	設計段階のリスク	調査リスク	発注者が実施した調査（測量・地質等含む）に関するもの	○	
28			民間事業者が実施した調査（測量・地質等含む）に関するもの		○
29		設計リスク	発注者の事由による設計等の遅延・設計費の増大	○	
30	民間事業者の事由による設計等の遅延・設計費の増大			○	
31	用地リスク	本事業における資材置き場、仮設道路等の確保に関するもの		○	
32			土壌汚染、地下埋設物（既存施設で合理的に把握不可能なもの）に関するもの	○	
33			地下埋設物（既存施設で合理的に把握可能なもの）に関するもの		○
34			埋蔵文化財の存在に関するもの	○	
35	工事遅延リスク	発注者の事由及び予見が困難な事象による工事の遅延・未完工工事費の増大	○		
36		民間事業者の事由による工事の遅延・未完工工事費の増大		○	
37	施工段階のリスク	工事費増大リスク	発注者の事由による設計変更等に伴う工事費の増大	○	
38			想定が困難な埋設物等の移設等に伴う工事費の増大	○	
39			民間事業者の事由による工事費の増大		○
40		要求性能リスク	要求水準不適合		○
41	工事監理リスク	工事の監理に関するもの	○		
42		工事の現場管理に関するもの		○	
43	引渡前損害リスク	施設の引き渡し前に、施設、工事材料又は建設機械器具等に生じた損害、その他工事に関して生じた損害		○	

○：主負担 △：従負担（不可抗力リスクは、原則として発注者が負うが、内容に応じ協議の上で民間事業者が従負担を負う場合がある。）

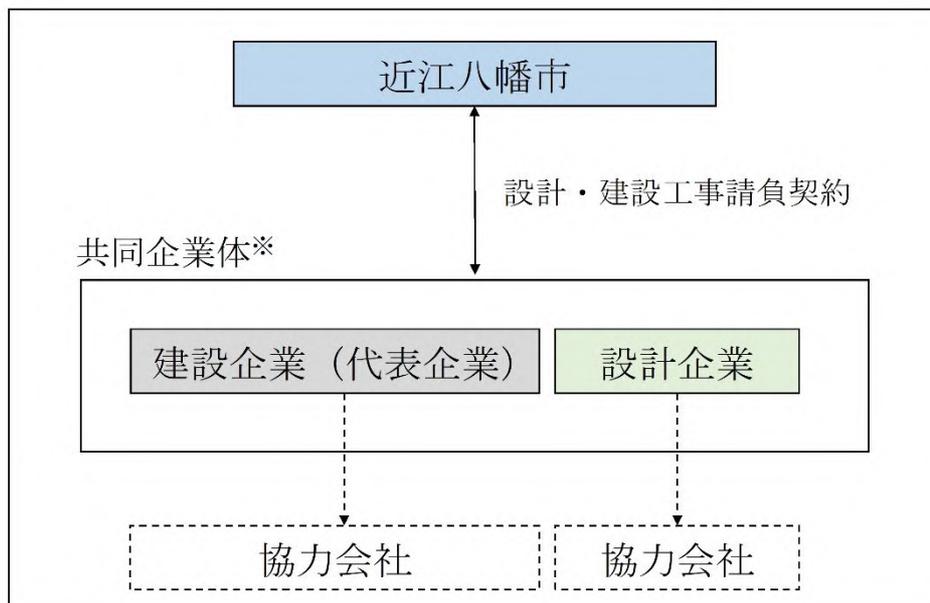
添付資料1：契約形態

設計業務・建設工事を一括発注し、一括契約とする。

以下に単体企業の場合と共同企業体の場合の契約形態を以下に示す。



単体企業の場合



※建設企業と設計企業は、複数をおいてもよい。

共同企業体の場合

令和 年 月 日

実施方針等に関する質問書

「近江八幡市上水道重要管路更新事業（その1）」の実施方針について以下のとおり質問書を提出します。

1. 提出者の情報

項目	内容
提出者名	
所在地	
担当部署名	
担当者名	
電話番号	
FAX番号	
Eメールアドレス	

2. 質問の内容

NO	対象書類	見出し符号	項目名	質問内容
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
例1	実施方針	1、1.1	事業名	質問内容を記載
例2	要求水準書	1-1	計画概要	質問内容を記載

※提出時には、「例」の行は削除してよい。

※行が不足する場合には、追加してよい。